

福岡県公報

令和3年9月3日
第 230 号

目 次

告 示 (第780号 - 第792号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 廃川敷地等の発生の訂正 (河川管理課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 4
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 4
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5

公 告

- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 5
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 5
- 令和3年度技能検定(後期)の公示について (職業能力開発課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) 8
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) 8
- 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条

- 例に基づく災害の指定 (防災企画課) 9
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 9
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 9
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 9
- 特定危険薬物の指定の失効 (薬 務 課) 10

収用委員会

- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用 地 課) 10

告 示

福岡県告示第780号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
福 岡 県 道	雷 山 線	前 原 線	前	糸島市三坂324番12先 から 糸島市有田中央一丁目 728番1先まで	5.7 ～ 20.0	3497.7	
			前	糸島市三坂396番3先 から 糸島市有田中央二丁目 721番3先まで	11.6 ～ 44.0	4470.0	うち県道大野城二丈線重用延長416メートル、一般国道202号重用延長628メートル

			後	糸島市三坂396番3先 から 糸島市有田中央二丁目 721番3先まで	11.6 ～ 44.0	4470.0	うち県道大 野城二丈線 重用延長 416メー トル、一般国 道202号重 用延長628 メートル
--	--	--	---	---	-------------------	--------	---

福岡県告示第781号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡 県 道	大 有 門 田 線		前	糸島市有田315番1先から 糸島市有田580番1先まで	10.6 ～ 37.0	414.0
			後	糸島市有田315番1先から 糸島市有田329番1先まで	15.0 ～ 15.5	14.0

福岡県告示第782号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
春日市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画公園事業2・2・2052 上白水公園

3 事業施行期間

令和3年9月3日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

春日市上白水五丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第783号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	久留米 柳 川 線	前	三潞郡大木町大字八町牟田8番2先 から 三潞郡大木町大字絵下古賀460番1 先まで	6.7 ～ 7.6	57.1
			後	三潞郡大木町大字八町牟田8番2先 から 三潞郡大木町大字絵下古賀460番1 先まで	8.2 ～ 9.5	57.1

福岡県告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年9月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧

に供する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
田川	猪 国 豊前柗田 停車場 線	田川郡川崎町大字安真木4839番3先から 田川郡川崎町大字安真木7588番7先まで
田川	猪 国 豊前柗田 停車場 線	田川郡川崎町大字安真木4861番1先から 田川郡川崎町大字安真木3627番1先まで

福岡県告示第785号

廃川敷地等の発生（平成19年11月福岡県告示第2155号）において、廃川敷地等の種類及び数量に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所に備えて置いて縦覧に供する。

廃川敷地等の発生の訂正（令和3年6月福岡県告示第597号）は、廃止する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

廃川敷地等の種類及び数量

土地

(1) 2,240.41m²

(2) 673.79m²

福岡県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	飯 塚 間 線	前	福津市本木808番2先から 福津市本木826番7先まで	19.0 ～ 37.0	82.0
			後	福津市本木808番2先から 福津市本木826番7先まで	19.0 ～ 31.0	

福岡県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県 道	白 木 上 辺 春 線	前	八女市立花町上辺春1153番1先から 八女市立花町上辺春1147番1先まで	5.2 ～ 13.2	94.4
			後	八女市立花町上辺春1153番1先から 八女市立花町上辺春1147番1先まで	9.6 ～ 22.4	

福岡県告示第788号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市門司区上藤松二丁目1383の66（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第789号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川喜多良字宮ノ下914、916、字宮ノ上920の1、920の2、930、字井手ノ上939
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮ノ下914・916（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第790号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
久留米市御井町字高良山299の331（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第791号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所

久留米市御井町字礫山297の1・字高良山299の329・299の331（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第792号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市杷木赤谷字中山80の2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
安武土地改良区	令和3年8月23日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営巖石（旧）地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和3年9月3日から 令和3年10月5日まで	宗像市役所

公告

令和3年度技能検定（後期）を次のように実施する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ローブ加工（ローブ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業）、和裁（和服製作作業）、プリプレス（DTP作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業及び組織試験作業）、印章彫刻（木口彫刻作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）及び工業包装（工業包装作業）

(3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工

（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）及び貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）

(4) 単一等級

バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 18,200円

ただし、次の表左欄に掲げる区分に該当する者は、それぞれ右欄に掲げる額とする。

受検者の区分	手数料の額
ア) 3級を受検する公共職業能力開発施設等の訓練生（以下「訓練生」という。）及び大学、高等学校、専門学校等の在校生（以下「在校生」という。）	12,100円
イ) 2級又は3級を受検する令和3年4月1日（木曜日）時点で35歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及びウ)に該当する者を除く。）	9,200円
ウ) 3級を受検する令和3年4月1日（木曜日）時点で35歳未満の訓練生又は在校生	3,100円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
令和3年12月3日（金曜日）から令和4年2月13日（日曜日）までの間において、別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ福岡県職業能力開発協会に掲示する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。）。

掲示による公表は、令和3年11月26日（金曜日）から行う。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場 所
(ア) 1級及び2級 機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験 (イ) 3級 電気機器組立て、内燃機関組立て、配管及び型枠施工	令和4年1月23日 (日曜日)	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 (イ) 1級及び2級 さく井、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図及び印章彫刻 (ウ) 3級 時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図及び貴金属装身具製作 (エ) 単一等級 バルコニー施工	令和4年1月30日 (日曜日)	
(ア) 1級及び2級 舞台機構調整	令和4年2月2日 (水曜日)	
(ア) 1級及び2級 ローブ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ及び工業包装 (イ) 3級 機械加工、機械検査、プリント配線板製造、建築大工及び電気製図	令和4年2月6日 (日曜日)	

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号 813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話 092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、令和3年10月4日（月曜日）から同月15日（金曜日）まで（午前9時00分から午後5時00分まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、令和3年10月15日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、令和4年3月11日（金曜日）に、技能検定に合格した受検者の受検番号を、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行うとともに、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載する。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及

び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3603番）に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市篠原西一丁目66番15から66番47まで及び103番10から103番15まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区大楠二丁目1番16号

株式会社リブゼ

代表取締役 谷口 淳

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

高速液体クロマトグラフ質量分析装置（備出1-2） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和3年7月16日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社久留米科学機器

(2) 住所

久留米市篠山町168-25

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

36,564,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和3年6月4日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

連続式オルダーショウ型蒸留装置（備出1-3） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和3年7月16日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
徳重化学株式会社
- (2) 住所
福岡市東区筥松三丁目7番7号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
51,480,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和3年6月4日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、次の災害を同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定したので、これを公示する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定した災害
令和3年8月11日からの大雨による災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第4号に該当する災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたもの。）
- 2 指定の有効期間
令和3年8月20日から令和5年8月19日までの間
- 3 指定した日
令和3年8月20日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した

旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡大木町	令和3年6月30日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市全域	令和3年3月31日

公告

宮若市金生土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

退任理事

氏名	住所
石井 寛嗣	宮若市金生279番地

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失うので、公告する。

令和3年9月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 失効する特定危険薬物の名称

- 化学名 エチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3－メチルプタノアート及びその塩類
- 化学名 2－（メチルアミノ）－1－（チオフェン－2－イル）プロパン－1－オン及びその塩類
- 化学名 2－シクロヘキシル－1－フェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第105号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和3年9月4日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和3年9月3日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

那珂川市

2 事業の種類

福岡広域都市計画公園事業6・4・2601号那珂川市総合運動公園

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県那珂川市大字後野字大万寺裏	405番1	田	873.36（873）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積873.36平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人飛永シズノの法定相続人

中村 千鶴子（持分4分の1）

鹿児島県南九州市知覧町郡4580番地61

飛永 勝次（持分4分の1）

福岡県那珂川市後野一丁目9番10号

柿原 英子（持分4分の1）

佐賀県佐賀市松原一丁目4番20号

山河 恵美子（持分4分の1）

福岡市西区小戸一丁目35番12-504号姪浜北団地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和 3 年 8 月 20 日